平成２１年（再ロ）第８号
岩手県北上市立花24地割47番地７
再生債務者　小山田繁充
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月５日まで
平成22年１月15日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再ロ）第９号
川崎市川崎区堀之内町１番地16　パールシティ川崎504
再生債務者　佐藤　健一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月５日まで
平成22年１月15日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（再ロ）第４号
富山県滑川市二ツ破63番地
再生債務者　髙﨑　久雄
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月５日まで
平成22年１月15日　富山地方裁判所

平成２１年（再ロ）第１５号
北九州市門司区大字吉志229番地３
再生債務者　森　哲郎
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月５日まで
平成22年１月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第２７号
札幌市清田区里塚緑ケ丘７丁目８番20号
再生債務者　立石　邦春
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月12日まで
平成22年１月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第９号
青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻737番地56
再生債務者　松本　州弘
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月12日まで
平成22年１月14日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第７１号
大阪市都島区毛馬町３丁目７番28号
再生債務者　坂本左江子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月12日まで
平成22年１月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第８２号
大阪市淀川区西三国３丁目11番２号
再生債務者　北川　孝己
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月12日まで
平成22年１月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第４号
山口県下関市清末本町１番８号
再生債務者　小川　壱
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年12月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年２月15日まで
平成22年１月14日
山口地方裁判所下関支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第３号
兵庫県篠山市乗竹193番地
再生債務者　長澤　俊彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月14日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２１年（再ロ）第１５号
沖縄県那覇市首里儀保町４丁目101番地　センチュリー宝口311
再生債務者　稲福　由乃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月14日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第１号
秋田県能代市槐字槐60番地５
再生債務者　髙田　一彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月15日　秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（再ロ）第７号
青森県五所川原市大字稲実字米崎115番地30
再生債務者　村田　良治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月14日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第８号
青森県北津軽郡板柳町大字辻字岸田99番地31
再生債務者　成田由香利
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月14日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２号
秋田県大仙市大曲金谷町５番２号
再生債務者　鈴木　大典
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月15日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（再ロ）第１４号
盛岡市南仙北１丁目13番40―407号
再生債務者　菊池　晃
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月15日
盛岡地方裁判所第２民事部

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十一年十一月三十日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式（乙が保有する自己株式がある場合には、これを除く）を保有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月三日
掲載頁　一一四頁（号外第七十二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月三日
掲載頁　一一〇頁（号外第七十二号）
平成二十二年一月二十五日
札幌市清田区里塚二条六丁目三番五号
（甲）キャタピラー北海道株式会社
代表取締役　七山　聖學
札幌市清田区里塚二条六丁目三番五号
（乙）Ｃａｔレンタル北海道株式会社
代表取締役　七山　聖學